

周陽地区テニス協会規約

昭和	39年	4月	1日	制定
昭和	47年	4月	1日	改訂
昭和	55年	5月	27日	改訂
昭和	56年	7月	10日	改訂
昭和	58年	4月	1日	改訂
昭和	60年	4月	1日	改訂
昭和	61年	4月	1日	改訂
昭和	62年	4月	1日	改訂
昭和	63年	4月	1日	改訂
平成	元年	4月	1日	改訂
平成	2年	4月	1日	改訂
平成	3年	4月	1日	改訂
平成	4年	4月	1日	改訂
平成	5年	4月	1日	改訂
平成	6年	4月	1日	改訂
平成	8年	4月	1日	改訂
平成	9年	4月	1日	改訂
平成	10年	4月	1日	改訂
平成	11年	4月	1日	改訂
平成	15年	4月	1日	改訂
平成	24年	4月	1日	改訂
平成	26年	4月	1日	改訂
平成	27年	4月	1日	改訂
平成	30年	4月	1日	改訂
平成	31年	4月	1日	改訂
令和	3年	4月	1日	改訂
令和	4年	4月	1日	改訂
令和	5年	4月	1日	改訂
令和	6年	4月	1日	改訂

周陽地区テニス協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は山口県テニス協会に属し周陽地区テニス協会（以下「本協会」と表記する）と称す。

(目 的)

第 2 条 本協会は健康な身体と健全な精神の養成に努め、テニス愛好者相互の親睦をはかることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本協会は周陽地区の事業所、学校に所属する団体及びクラブ団体で組織する。
個人会員及び山口県テニス協会に属した周陽地区テニス協会以外の協会に所属している者は入会を認めない。

第 4 条 本協会加入団体は、指定様式の所属者名簿へ必要事項を記入後、本協会に提出する。

第 2 章 事 業

第 5 条 本協会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。但し、天災地変、感染症などの事由により中止することができる。

- (1) 本協会主催のテニス大会は下記の通りとする。運営方法は細則による。
 - (a) 周陽テニスクラス別大会（シングルス）
 - (b) 周陽テニスクラス別大会（ダブルス）
 - (c) 周陽オープンテニストーナメント大会
 - (d) 周陽テニス選手権大会（シングルス）
 - (e) 周陽テニス選手権大会（ダブルス）
 - (f) 周陽テニス職域クラブ対抗戦
- (2) 研修会及び講習会の開催
- (3) その他、本協会の目的達成に必要な事業

第 3 章 役 員

第 6 条 本協会は次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 顧問
- (4) 理事長
- (5) 常任理事（今年度常任理事団体の 1 名を含む）
- (6) 理事
- (7) 会計監査団体（次年度常任理事団体代表）
- (8) 山口県テニス協会評議委員

第 7 条 役員は次の任務を掌る。

- (1) 会長は本協会を代表し、会務を統裁する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代行する。
- (3) 顧問は本協会活動に俯瞰的に助言する。
- (4) 理事長は総会の開催及び総会の決定事項を執行し、会務を指揮する。
- (5) 常任理事、理事は協会の運営上必要な専任事項を担当する。
- (6) 専任事項とは、競技、普及の任務とする。
- (7) 会計監査団体は期末に本協会の会計を監査する。
- (8) 山口県テニス協会評議員は、山口県テニス協会の総会へ出席等を担当する。

第 8 条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 会長及び副会長は原則として再任とする。
- (2) 会長及び副会長、山口県テニス協会評議員以外の役員の任期は原則として1年とするが再任は妨げない。
- (3) 山口県テニス協会評議員の任期は県規約より2年とするが再任は妨げない。

第9条 役員は次の通り選出する

- (1) 会長、副会長及び理事長は本協会役員の推挙者や候補者の中から常任理事会で選任する。
- (2) 理事は本協会の加入団体から選出された者とする。
- (3) 常任理事は会長、副会長の選出により、会長が任命する。
- (4) 山口県テニス協会評議員は常任理事会での選出により、会長が任命する。

但し、常任理事団体は原則として輪番制（輪番表は別紙）とし、会計監査団体は次年度常任理事団体とする。

第4章 審議決議機関

第10条 本協会は次の審議決議機関をもうける

- (1) 総会
- (2) 常任理事会
- (3) 競技委員会

第11条 総会は本協会の最高決議機関で、次の事項は本総会の決議または承認を必要とする。 理事長は総会の決議事項及び承認事項を速やかに会長及び副会長に報告する。

- (1) 常任理事会で審議した事項
- (2) その他、理事、加盟団体の承認が必要と認められる事項

第12条 総会の構成及び議決

- (1) 総会は全団体の代表者により構成するものとする。やむを得ず欠席する団体は、あらかじめその旨を理事長へ連絡しなければならない。
- (2) 総会は過半数の団体の出席により成立し、本総会の決議は出席者の過半数の賛同を要するものとする。

第13条 総会は原則として毎年2月に開催する。

但し、加盟団体の承認を必要とする場合が生じた時は、臨時に理事長が総会を招集する事ができる。

第14条 常任理事会は会長、副会長、理事長、常任理事、理事、常任理事団体及び会計監査団体で構成し、必要に応じて理事長が招集する。

第15条 常任理事会は次の事項を審議し、総会提出議案を作成し、総会にはかる。

- (1) 会長、副会長の選任
- (2) 規約の改正
- (3) 第5条の事業遂行の結果及び計画
- (4) 本協会費の改正
- (5) 予算、決算及びその他の会計事項
- (6) ランキングの決定
- (7) その他本協会の運営に必要な事項

第16条 競技委員会はドローの公正を期すため、作成されたドローを審議し、不公正ないし不合理があれば訂正した後、承認する。

（競技委員会の承認を経ないドローは無効とする。運営方法細則第4条による）

第 5 章 運 営

第 17 条 理事長は総会の決議及び承認事項その他本協会の定める事項の運営にあたり、原則としてその都度、結果を各役員に報告する義務を負う。

第 18 条 入会、退会及び会員の異動は次の通りとする。

- (1) 本協会に新たに入会を希望する団体は、代表者名、連絡先等を本協会へ届けなければならない。常任理事会の了承で本協会への加入を認める。加入時期は問わない。
- (2) 本協会を退会する団体は、原則として理由を付して本協会へ届けなければならない。
- (3) 一個人の二つ以上の本協会加入団体への加入は認めない。
- (4) 本協会の目的の趣旨に反する加盟団体は常任理事会で退会を決定することができ、総会で承認する。

第 6 章 会 計

第 19 条 本協会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をこれにあてる。

第 20 条 本協会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

附則

本規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

大会運営細則

(目的)

第1条 本細則は、本規約第2章5条(1)本協会主催のテニス大会(以下「大会」と略記)の運営方法等について定める。

(運営)

第2条 大会は運営団体が統括し、運営する。各大会の担当団体は総会で決定する。

(大会申し込み等)

第3条 加盟団体から大会申し込み者をメールで受け付ける。申し込み受付締切は原則として大会開催日の1か月前とし、締切以降の追加、取り消し、選手の変更は原則として受け付けることはできない。申し込み大会が出場不可となった場合は、大会開始までに大会運営者へ連絡する。

(競技委員会)

第4条 競技委員会の運営

- (1) 構成：委員長、副委員長と委員で構成する。委員は常任理事会で任命する。
- (2) 開催：大会開催日の2週間前の土曜日に競技委員会を開催する。開催日までにドロー(案)を作成しておく。
- (3) 成立：審議会は原則として全委員の出席を要する。欠席者がある場合は、委員長が成立させるか否かを決定する。
- (4) 内容：①大会申し込み者とドロー(案)に漏れがないか確認する。
②出場資格の適否及びドロー(案)の審議訂正並びに承認を行い、仮ドローを作成する。
③大会運営方法、ルールを定め、大会要項を決定する。
④仮ドロー、大会要項を本協会ホームページに掲載する。
⑤仮ドローに不備があれば、必要に応じて委員長は競技委員会を開催し修正する。

(各大会の担当団体の任務)

第5条 大会担当団体の任務

- (1) 競技委員会に出席し、出場資格の適否及びドロー(案)の審議、訂正及び承認をする。
- (2) 大会当日の運営を統括する。
- (3) 大会結果を事務局、管理事務所へ報告する。
- (4) 雨天等により大会の延期がやむなきに到った場合、ドローの変更は行わない。但し、長期延期する場合はリドローすることができる。

(出場資格)

第6条 大会出場資格

- (1) 本協会の主催する各大会の出場資格者は、本協会加入団体及びその所属者で本協会に登録された会員に限る。
上記の資格者に該当しない者が本協会の行う大会に出場した場合、試合の前後を問わず、その個人及び団体は失格とする。
- (2) 45歳以上、55歳以上及び65歳以上の部の出場資格は、大会開催年の12月31日までに、45歳、55歳及び65歳に達している者に限る。
- (3) 二重出場(ダブルエントリー)は認めない。
 - (a) 一つの大会の一つの種目が、年齢別に分かれている場合そのニランク以上の出場は認めない。
 - (b) ダブルスの種目において、パートナーをかえる事による同一人物の二重出場は認めない。
 - (c) 本協会大会開催日(予備日は除く)と本協会大会以外の大会開催日が重複する場合、両方のエントリーは認めない。

- (4) 各大会の出場資格を明確にするため、ランク付けする。
 ランク付けは大会運営細則第6条のランキング規定によりシングルスとダブルスを別々に行う。
 ランクの振り分けを以下に記す。

・男子シングルスA級	前年度一般男子シングルスランキング	1～16位
・男子シングルスB級	前年度一般男子シングルスランキング	17～32位
・男子シングルスC級	前年度一般男子シングルスランキング	33～64位
・男子シングルスD級	A, BならびにC級に該当しない者	
・男子ダブルス A級	前年度一般男子ダブルスランキング	1～16位
・男子ダブルス B級	前年度一般男子ダブルスランキング	17～32位
・男子ダブルス C級	前年度一般男子ダブルスランキング	33～64位
・男子ダブルス D級	A, BならびにC級に該当しない	
・女子シングルスA級	前年度一般女子シングルスランキング	1～8位
・女子シングルスB級	前年度一般女子シングルスランキング	9～24位
・女子シングルスC級	AならびにB級に該当しない者	
・女子ダブルス A級	前年度一般女子ダブルスランキング	1～8位
・女子ダブルス B級	前年度一般女子ダブルスランキング	9～24位
・女子ダブルス C級	AならびにB級に該当しない者	

ダブルスは下位のランクの者が、上位ランクの者と組んだ場合、上位ランク大会に出場する。

- (5) 各大会の出場資格は、原則として上記によるが、下記(a)(b)の場合は競技委員会の承認により出場できる。
- (a) D級(女子C級)に位置付けされているが、実力から判断し明らかにD級(女子C級)で出場するのはふさわしくない場合。
- (b) 当年度途中加入する会員で、他地区での実績から判断し、D級(女子C級)からの出場がふさわしくない場合。

第7条 大会運営要領

- (1) 本協会の会員で、本協会主催テニス大会の出場可能該当者及び試合方法について表：1に示す。
 (2) 本協会主催の大会要領は、原則として競技委員会で審議し決定する。

表：1

大会名		出場可能資格	備考
周陽テニスクラス別大会 (シングルス)	A級	シングルスランキングA級のみ	
	B級	シングルスランキングB級のみ	
	C級	シングルスランキングC級のみ	
	D級	シングルスランキングD級のみ	競技委員会で上級へ移動する場合有
周陽テニスクラス別大会 (ダブルス)	A級	ダブルスランキングA級のみ	下位のランクの者が、上位ランクの者と組んだ場合、上位ランク大会に出場となる。
	B級	ダブルスランキングB級のみ	
	C級	ダブルスランキングC級のみ	
	D級	ダブルスランキングD級のみ	
周陽テニス選手権大会 (シングルス)	一般	制限なし	
	45歳	当年度12月31日で45歳以上	
	55歳	当年度12月31日で55歳以上	
	65歳	当年度12月31日で65歳以上	
周陽テニス選手権大会 (ダブルス)	一般	制限なし	
	45歳	当年度12月31日で45歳以上	
	55歳	当年度12月31日で55歳以上	
	65歳	当年度12月31日で65歳以上	

大会名		出場可能資格	備考
周陽テニス職域クラブ対抗戦	A級	前年度A級団体（最下位を除く） 前年度B級優勝団体	
	B級	前年度B級（最下位を除く） 前年度A級最下位団体 前年度C級優勝団体	
	C級	A級、B級、前年度C級優勝以外	
周陽オープンテニストーナメント		山口県テニス協会ガイドブック参照	

※会場等の都合によって出場を制限する場合がある。

※周陽オープンテニストーナメント以外は本協会会員であること。

※周陽テニス職域クラブ対抗戦の男子C級、女子B級の要領に以下の特例を設ける。

- ・最低登録者数を「6名から4名」に変更し、4名以上揃えば申し込み可とする。但し、選手が重複出場する等で試合は実施するがチームは負けとする。
- ・出場者数が5名以下の団体同志による混合チームの申し込みを可とする。但し、優勝した場合の上位クラスへの昇格はなしとする。また、2チーム以上が出場する団体は対象外とする。

※周陽テニス職域クラブ対抗戦の男子C級の要領に以下の特例を設ける。

- ・出場者数が5名以下の場合は、女子の出場を可とする。但し、優勝した場合の上位クラスへの昇格はなしとする。また、2チーム以上が出場する団体は対象外とする。

（ランキング規定）

第8条 ランキングはポイント制とし、当年度の実績による平均値をもとに、シングルス、ダブルス及び男子、女子、年齢別に決定する。ランキング規定は、以下の通りとする。

- (1) クラス分けは、大会運営細則第6条 出場資格（4）による。
- (2) ランキング対象者は、周陽地区テニス協会に選手登録された会員
- (3) ランキング種類
 - (a) 一般男子シングルス
 - (b) 一般男子ダブルス
 - (c) 一般女子シングルス
 - (d) 一般女子ダブルス
 - (e) 年齢別男子シングルス
 - (f) 年齢別男子ダブルス
 - (g) 年齢別女子シングルス
 - (h) 年齢別女子ダブルス
- (4) ランキング有効期間
前年度末時点のランキングを当年度のランキングとする。
- (5) ポイント対象大会
 - ①本協会主催試合
 - ・周陽テニスクラス別大会（シングルス）
 - ・周陽テニスクラス別大会（ダブルス）
 - ・周陽テニス選手権大会（シングルス）
 - ・周陽テニス選手権大会（ダブルス）
 - ②山口県テニス協会主催試合
 - ・全日本テニス選手権大会 山口県予選
 - ・ダンロップテニストーナメント山口県大会（A、B級）
 - ・ヨネックスシングルストーナメント（A、B、C、D級）
 - ・赤川杯山口県テニス選手権大会
 - ・山口県クラス別ダブルステニストーナメント（A、B、C、D級）

会 計 細 則

(目 的)

第1条 本協会規約第6章第20条、会計の円滑な運用をはかるために定める。

(金銭出納事務)

第2条 事務局が統括する。

(収 入)

第3条 収入は次の通りとする。

- (1) 会費 一般団体は年間20,000円、学生団体は年間10,000円とする。
尚、期中に入会した団体も同類とする。また、期中の脱会した団体の会費は返還しない。
但し、天災地変、感染症等の事由により事業が1年間全て中止または一部中止となった場合は、
会費の一部を返還する。返還金額については常任理事会にて決定する。
納入期日は当期の4月1日から同月末日までとする。尚、期中で入会された団体の納入期日は、
入会を受理された日から原則として1ヶ月以内とする。
- (2) 寄付金 常任理事会の承認を得た後、受け付ける。
- (3) 本協会主催大会の参加料(除、周陽オープンテニストーナメント)
 - (a) シングルス 500円/人 ダブルス 1,000円/組
団体戦 2,000円/チームとする。
但し、学生団体の団体戦参加料は半額とする。
棄権者、失格者も参加料を納入しなければならない。
 - (b) 参加料の納入は次の通りとする。
事務局が各大会の参加者(棄権者、失格者を含む)を集計し、各加盟団体別に
当年度の参加料総額を算出し、内訳を添え総会開催までに加盟団体に請求する。
加盟団体は請求に基づき総会時に本協会へ納入する。

(支 出)

第4条 支出は次の通りとする。

- (1) 山口県テニス協会加盟費は、山口県テニス協会にて定められた金額とする。
- (2) 協会運営費は、以下の(a)～(f)とする。
 - (a) 大会運営費
 - ①本協会主催大会運営費は下記の通りとする。
コート使用料 実費とする。
運営補助費 5,000円(領収書は不要)
カップ代は140,000円で、年間一括購入とする。
各加盟団体のコートを使用した場合は、使用料の代わりに謝礼をする。
 - ②本協会主催試合の1位にカップを提供する。
 - (b) 山口県テニス協会会議(総会等)の参加費として、参加料及び交通費の金額は
5,000円/1回とする。
 - (c) 総会等の開催費
総会、常任理事会及び競技委員会等の開催とする。但し、交通費は支給しない。
 - (d) 通信事務費他
本協会運営上必要な通信費及び印刷費等とする。但し、大会運営上の通信事務費及び印刷等は
含まれない。
 - (e) 寄付金
常任理事会で検討し、総会で決定した後支払う。
 - (f) 大会の中止に伴う返還金
天災地変、感染症等の事由により事業が1年間全て中止または一部中止となった場合は、
会費の一部を返還する。返還金額については常任理事会にて決定する。

(出納手続)

第5条 加盟団体と事務局の間で別紙様式の請求書及び領収証の発行、受領をもって行う。

(1) 納入(会費、参加料等)

事務局 → 加盟団体 → 事務局 → 加盟団体
請求書 現金 領収証

(2) 経費請求(運営費等)

事務局 → 運営団体 → 事務局
現金 残金・会計報告書

第6条 周陽オープンテニストーナメントの会計は、別途、収支決算報告書を作成し、残金のみを総会資料の「決算報告及び予算(案)」に記載する。

第7条 周陽テニス職域クラブ対抗戦の会計年度は、翌年度の会計処理とする。

(例 2022年3月開催の大会は、2023年度の会計処理とする。)

大会運営マニュアル

(運営団体の任務)

1. 競技委員会へ出席し、承認を得たドロー及び大会要領を確認する。大会要領には、次のことを確認すること。
※日時、場所、試合方法、試合開始予定時間（初戦開始時間）、使用球、レフリー、注意事項、問い合わせ先
2. 大会当日の運営を統括する。
 - (1) 管理事務所で受け付けをし、使用許可を得る。
尚、コート予約手続き、使用許可手続き及びタイムスケジュールの提出は競技委員担当者が行う。
 - (2) ネット張り、スコアボード設置、運営場所設営等の事前準備を行う。
 - (3) 試合進行を管理する。
 - (4) 大会終了後の後片付け等を行う。同時にコート使用料を管理事務所に払い込む。
 - (5) 大会結果のマスコミへの報道は管理事務所に依頼し、事務局に報告する。
3. 以下の大会運営費を精算（費用の受取）する。
運営補助費 5,000円/日 コート使用料 実費
(カップは、年間で一括購入するので用意する必要はない)
但し、大会日程が長引いた場合、事務局に補助費を追加請求する。
4. 雨天により、大会日程の変更が行われる場合、競技委員会へ連絡する。但し、2ヶ月以上延期される場合は、再募集の案内を各団体へ連絡する。

(ドロー作成マニュアル)

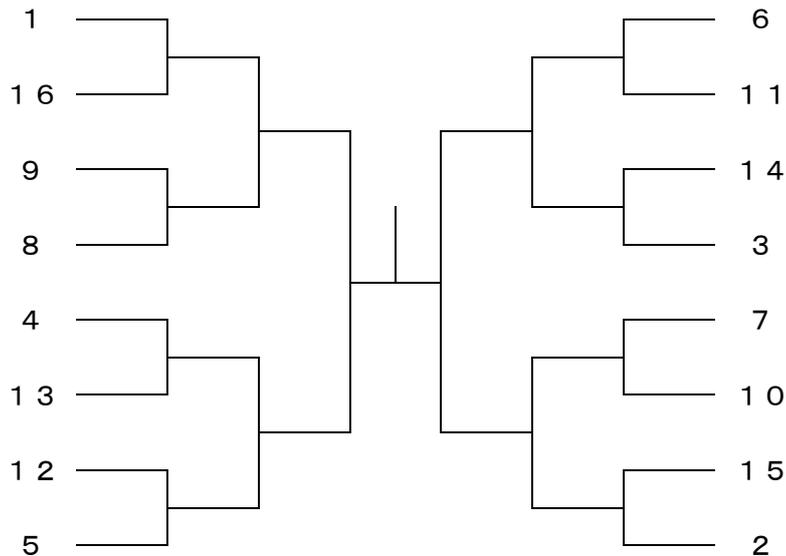
1. ドロー作成の手順（個人戦及び団体戦）
 - (1) 参加者数（団体）が4、8、16、32、64または、それ以上の累乗の時、プレーヤーは全員1回戦から勝ち抜き方式で対戦する。
但し、参加者数（団体）が3名（3団体）以下の場合、リーグ戦の場合がある。
 - (2) 参加者数（団体）が2の累乗でない時は、1回戦の対戦相手の無いプレーヤー（団体）が出てくる。これをバイという。
バイの数は参加者数（団体）と次に多い2の累乗との差となり、1回戦で対戦するペアの数は参加者数（団体）と次に少ない2累乗の差となる。
 - (3) バイはシード順位の上位者から順番に与えられ、バイの数がシードより多い場合は、その位置をランキング上位者より決定する。その際、ドローの各セクションでバイの数が平均となるように振り分ける。
 - (4) ①個人戦のシード順位は、第①順位が前回同大会の優勝選手、第②順位が前回同大会の準優勝選手、第③順位以降はランキング上位選手から順番とする。
※ダブルスの場合はペア2名のポイントの合計点を参考に順位を設定する。
同ランキングの場合は、乱数を発生させ、多い順に上位とする。
②団体戦のシード順位は以下の通りとする。
※第1シード前年優勝チーム 第2シード前年準優勝チーム
その他の団体は、乱数の多い順に上位とする。
 - (5) 同一所属団体選手同士の初戦対戦は避ける。但し、A級大会は考慮しない。

2. シードの位置

- (1) トーナメントにおけるシードの数は次の通りとし、シードの順位は前年度の結果とランキングを基に決定する

8 ドロー	2 シード	1 2 ドロー	4 シード
1 6 ドロー	4 シード	2 4 ドロー	8 シード
3 2 ドロー	8 シード	4 8 ドロー以上	1 6 シード

- (2) シードプレーヤー（団体）は次のように位置される。
- (a) シード1はドローシートの最上段、シード2は最下段に置く。
- (b) その他のシードについては、下表の通りとする。



3. その他

- (1) ランキングポイントのない選手が出場を申し込んだとき、サブシード以下の適切なドロー位置に置く。
- (2) ドロー作成にあたり、過去の対戦実績は考慮しない。
- (3) ランキングポイントは、前年度のランキングポイントを使用する。

4. ポイント入力について

- (1) 大会運営細則のポイントに準拠し入力する。
- (2) B Y E の 2 回戦敗退者、初戦敗退者には参加ポイントを与える。
- (3) クラス別の大会は出場したドロー数のベストで入力する。
- (4) N / S 勝ち、次の試合に勝利した場合、ポイントを与える。
- (5) 2 日目以降の N / S 者にはポイントを与える。